

< 報道発表資料 >
(府・経済同時)

令和 8 年 3 月 27 日
京都市産業観光局地域企業振興室

府市協調の融資制度を創設

～認定支援機関によるモニタリング 4 月 1 日から開始～

京都市及び京都府では、中小企業者の資金繰りを支援するため、協調して融資制度を実施しています。

この度、国において、中小企業者が認定経営革新等支援機関による定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化を早期に把握し、経営支援等により経営改善を図ることを目的とした新たな信用保証制度が創設されたことに伴い、当該保証制度を活用した新たな府市協調の融資制度を創設し、令和 8 年 4 月 1 日から取扱いを開始します。

本制度により、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、物価高や人手不足等の多様な経営課題解決への取組を後押しします。

【制度概要】

制 度 名	あんしん借換資金（モニタリング強化枠）
融 資 対 象	市内で 6 か月以上継続して同一事業を行っている中小企業者等で、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出すること
融 資 限 度 額	有担保 2 億円、無担保 8, 0 0 0 万円
融 資 利 率	年 1.8%（固定金利）
資 金 使 途	運転資金・設備資金
信用保証料率	0.23～0.95% ※国の保証料補助実施後 令和 8 年度については、国から保証協会への保証料補助により、通常の保証料率の 1/2 程度割引
融 資 期 間 等	1 0 年以内（据置期間：1 年以内、設備資金の場合 3 年以内）

※ 詳細は、別添のチラシを御参照ください。

< お問合せ先 >

京都市産業観光局

(地域企業振興室 075-222-3329)

京都府商工労働観光部

(中小企業総合支援課 075-414-4826)

京都信用保証協会

(企画総務部総務課 075-354-1021)